

報告第1号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和5年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に
より報告する。

記

番 号	相 手	概 要	賠 償 金 額
			専 決 処 分 日
1	千葉県千葉市 中央区都町 七丁目在住 個人	事故日：令和4年8月26日 場 所：杉並区松ノ木一丁目 ・庁有車で十字路に侵入した際、左 から直進してきた相手方自転車と接 触し、右足と右腕を負傷させるとと もに、自転車を破損させた。 (都市整備部)	91,170円
			令和4年11月11日
2	杉並区高円寺北 三丁目在住 個人	事故日：令和4年4月19日 場 所：杉並区高円寺北三丁目 ・ごみ収集作業中、清掃車両を後退 した際、民家の塀に接触し、損傷を 与えた。 (環境部)	172,700円
			令和4年11月25日

3	杉並区高円寺南 三丁目所在 法人	事故日：令和4年9月6日 場 所：杉並区高円寺南四丁目	114,400円
		・済美養護学校に通う生徒が、スクールバス乗車中に窓ガラスを破損させた。 (教育委員会事務局)	令和5年1月10日